

令和 5 年度
予算編成方針

令和 4 年 11 月
豊見城市

令和5年度予算編成方針

令和4年11月17日
豊見城市長 徳元 次人

1 国の動向

内閣府の発表した「月例経済報告（令和4年9月）」では、経済の基調判断を「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、日本銀行が発表した「全国企業短期経済観測調査（令和4年9月）」では、「大企業の業況判断は、製造業は小幅改善、非製造業は横ばい。」となっている。先行きは「製造業は横ばい、非製造業は改善を予測する。」としている。

このような中、政府においては「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和4年7月29日閣議）」のなかで、令和5年度は、新しい資本主義の実現に向けた人への投資やDXへの投資を含む重要な政策について「重要政策推進枠」を設けることとし、その選択肢をせばめることのないよう、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する予算編成を行うとしている。

地方財政の動向については、総務省の「令和5年度の地方財政の課題」（令和4年8月31日）において、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革や防災・減災、国土強靭化等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

2 沖縄県の動向

県内の経済情勢は、沖縄県の発表した「沖縄県経済動向（令和4年9月）」によると、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、入域観光客数は依然として、コロナ禍前の水準は下回っているものの、7ヶ月連続で前年同期を上回っている。外国客は、6月に入り、前月までの入国制限が一部緩和されたが、入国者数上限の設定などの影響で引き続きゼロとなった。

また、雇用情勢は、有効求人倍率が前期を上回った。個人消費については、百貨店・スーパーの販売額は、既存店、全店舗ともに前年同期を上回っており、建設関連についても、住宅着工戸数、面積ともに前年同期を上回った。これらのことから総合的に、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くものの、緩やかに持ち直している。」としている。

また、日本銀行那覇支店の発表した「県内企業短期経済観測調査（令和4年9月）」では、業況判断を「前回（6月調査）に続き2期連続で大幅に改善し、しっかりと回復してきている」としている。感染症の抑制と経済活動の両立が進む中、観光客が増えたことで需要の回復基調が維持され、持ち直しの動きが続いたことが確認されたとする一方で、資源価格上昇によるコスト増による販売価格の引き上げが、今後の企業収益や消費動向の及ぼす影響については注視する必要があると分析している。

内閣府の「令和 5 年度沖縄振興予算概算要求」では、昨年度予算を上回る概算要求額となつたものの、昨年に引き続き 3,000 億円を下回る額となった。沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）及び沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）はいずれも前年度と同額の概算要求額となっている。

平成 27 年度以降、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の縮小傾向が本市の事業の計画的な進捗に支障を来たしているので、今後もこれら交付金を含む沖縄振興予算の動向について注視していく必要がある。

国及び県の動向や施策については、本市の予算編成に大きく影響をもたらすことから、今後も十分注視する必要がある。

3 本市の現状

本市の令和 3 年度普通会計決算においては、自主財源の柱となる市税において大型商業施設の事業開始等に伴う償却資産の増加や入湯客数の増加により固定資産税及び入湯税が増加し市税総額が約 70 億 380 万円に達した。社会保障施策の充実により、障害福祉サービス等給付費や生活保護費などが増加したものの、地方交付税や地方消費税交付金等の大幅な増加の影響により、経常収支比率が 83.4% となり対前年度比 7.6 ポイント改善した。

基金残高は、財政調整基金が 15.1 億円となり、令和 2 年度末より 3.1 億円の増となっている。市債残高は、平成 15 年度以降、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、学校教育施設整備事業債及び新庁舎・消防庁舎建設事業債の影響により増加傾向のなかで、令和 3 年度決算においては、4.1 億円減少し約 296.4 億円規模となった。健全化判断比率の 4 指標は、いずれも早期健全化基準を下回り、実質公債費比率及び将来負担比率は改善したが、両比率は県内 11 市の中で最も高い比率にあることを注視しなければならない。こうした令和 3 年度末における財政指標等の改善を踏まえ、令和 4 年 9 月、豊見城村（当時）が平成 11 年に発出していた村独自の「財政非常事態宣言」を解除した。

しかし、令和 4 年 11 月に策定された「中期財政計画（令和 4 年度ローリング版）」の令和 5 年度の財政見通しでは、歳入では、人口増加等に伴う市税の増加が見込まれているものの、歳出では出生率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障制度におけるサービスの多様化と扶助費の増加に加え、実施計画に基づく（仮称）豊崎中学校建設事業、長嶺城跡総合公園整備事業の実施等、今後も旺盛な行政需要が見込まれている。また、毎年度の予算編成においては基金繰入により財源不足を補っていることなどを勘案すると、本市の財政状況は中長期的に見ても依然として厳しい状況に変わりはない。安定した行政サービスを継続していくためには、各種事業の取捨選択を行う等、事業を厳選する必要があることを全職員が認識しなければならない。

このような厳しい財政状況において、多様化・高度化する行政財政需要へ対応するためには、本市の「行政改革アクションプラン」で示した「財政マネジメントの強化」の確実な実行と今後の財政規律の一層の強化に努め、これまで以上に財政健全化に取り組む必要がある。

4 令和5年度予算編成に向けた基本的考え方

(1) 総合計画に掲げた将来像の実現

～ Welcomeな思いで ハートがつながり みんなで彩るまち とみぐすく～

令和5年度予算編成は、行政運営を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となる「第5次豊見城市総合計画」の実現に向け、真に必要とされる施策・事業の着実な推進と、喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、中長期的な視点に立ち次世代につなげる施策を計画的に推進することが必要である。

なお、第5次豊見城市総合計画より、各施策に掲げる目標指標の達成状況についての効果検証及び進捗管理を目的とした施策評価を導入しており、目標指標が未達成、または、課題が顕在化した施策については、その解決に向け効果的な事業展開が図れるよう事業内容の見直しを求ることとする。

(2) 実施計画における施策の推進

令和5年度に実施すべき諸事業は、「第5次豊見城市総合計画」に掲げた将来像の実現を目指した「令和5年度実施計画」を基本とし、事業の必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

(3) 豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の推進

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に施行されたことに伴い、目標人口70,000人を中長期的に上回ることを目指す人口ビジョンを策定するとともに、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第2期豊見城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を第5次総合計画と一体的に策定した。

本市の総合戦略では、政府の掲げる5つの基本目標に対応した以下の基本目標を定め、その実現に向けた取り組みを推進することとしている。これらの実現に資する事業については、必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

- ・基本目標① 子どもが生きる夢と希望にみちたまち
- ・基本目標② 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち
- ・基本目標③ 活気ある豊かなまち
- ・基本目標④ 環境に優しい住みよいまち
- ・基本目標⑤ 安全安心な協働のまち

(4) 持続可能な財政構造の確立

少子高齢化、子育て関連、学校教育施設整備及び社会基盤整備等への対応により、引き続き財政需要が増加することが予想されているが、こうした財政需要への増加に対応していくためには、本市の厳しい財政状況を改めて認識し、これまで以上に自主財源の確保へ積極的に取り組む必要がある。また、「中期財政計画（令和4年度ローリング版）」における令和5年度の財政見通しを踏まえ、歳出全般の抑制を行うとともに、限られた財源の中で、効率的・効果的な予算の配分により各施策・事業の調整を図り、持続可能な財政構造の確立への取り組みを進める必要がある。

なお、予算は、「歳入に見合った歳出」が基本となることから、安易に財政調整基金等の基金繰入に依存することのないよう、原則として現状歳入の範囲内で予算編成を行うこととする。

予算要求にあたっては、効果的かつ効率的な事業実施の手法を検討するとともに、その算定についても事業費や事業量の増減の要因を十分検証し、過大・過小に見積もることのないよう、適正な要求に努めること。また、年度途中における補正予算を見込んだ予算要求にならないよう留意し、予算編成に臨むものとする。

各部局においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、事業の優先順位を踏まえつつ、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

このような基本的な考え方を踏まえ、次の事項に留意の上、編成を行うこととする。

記

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来にわたって収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積もること。
- ③ 職員配置（会計年度任用職員等含む）についても、簡素で効率的な体制に向けて、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税については、今後の経済状況や税制度の動向に留意し、税負担の公平を期するため課税客体の的確な把握と滞納額・不納欠損等の縮減に努め、徴収率の向上を図ること。
- ② 国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ③ 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平性を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ④ 国基準や県内市町村に比べて受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。
- ⑤ 土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取り組みに努めること。

(3) 補助事業への対応

- ① 中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「令和5年度実施計画」に基づき見積もること。
- ② 制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合、この基準を超過して市独自に上乗せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証したうえで見積もること。
- ③ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ④ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導

入り、財源確保に努めること。（※地方創生、デジタル、グリーン、国土強靭化、地方活性化、子供・子育て等に関する補助事業に該当しないか確認の上、予算要求を行うこと。）

（4）補助金等の見直し

- ① 本市は徹底した歳出削減を図るなど、事務・事業全般の見直しに努めてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり見積もり、不適切な執行等がないよう留意すること。
- ② 原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、ビルド＆スクラップで対応すること。
- ③ 公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減等を図り経営の改善に努めるよう求めること。
- ④ 本市の厳しい財政状況の中、更なる行政運営の合理化・効率化を図ることや補助金を受ける各種団体等の自立を促すため、各種団体補助金については、基本的に補助期間を5年以内とし、6年目から段階的に縮小又は廃止とする。やむを得ず、事業を継続する場合においては、補助金検査にて公共性・公益性の他、民間に任せることや行政が行わなければならぬ事業か検証の上、予算計上すること。

（5）行政改革の推進

現在、「改革を実感できる行政システムの構築」を最終目標とする第5次行政改革アクションプランを策定し、全47方策に取り組んでいるところである。行政改革の基本理念等を踏まえ、これまで以上に効率的な事業執行に取り組み、積極的な姿勢をもって安定した財政基盤の確立に向けて取り組むこと。

（6）特別会計の健全化

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、財源不足額を安易に一般会計からの繰出金に依存することのないよう健全経営の観点からICTやAI等のデジタル化を検討し事業の合理化・効率化に努めるほか、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担化に努めること。

また一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

（7）事業の見直し

- ① 事業については、事業評価を基に事業内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に見直し・改善を行うこと。また、可能な限り令和5年度予算に反映すること。
- ② すべての事業は、次の項目により総点検を行い必要に応じて見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。

- カ 厳しい財政状況の中で実施すべきものか。
キ PPP／PFIの活用やICTやAI等のデジタル化の推進ができないか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、令和5年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。

(9) 沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）について

沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等については、本交付金を積極的に活用すること。また、国及び県の要綱等に基づき、沖縄振興並びに本市振興に資するとの認識のもと、総合的な観点からの効果的な事業の立案を図ること。

本交付金は、内閣府による令和5年度沖縄振興予算概算要求時点において予算規模が拡大しているものの、平成27年度以降予算規模の縮小が続いている。各部課においては、既存事業についても安易に継続することなく見直しを行い、計画的に事業進捗を図ること。